

財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性に見るわが国の会計プロフェッションの役割と課題

杉山 晶子
東洋大学

要 旨

近年におけるわが国の財務報告および内部統制を取り巻く状況は、以下のとおりである。2010年3月期より国際財務報告基準の任意適用が開始され、2017年10月現在では適用会社数は156社（適用予定会社17社を含む）となっている。2017年6月末現在におけるIFRS適用会社（125社）、IFRS適用決定会社（27社）、およびIFRS適用予定会社（19社）の時価総額が東証上場会社の時価総額（617兆円）に占める割合は30%となり、IFRS適用の検討を実施している会社（214社）の時価総額と合わせると52%に上る。

他方、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の適用により、2008年度から上場会社及び店頭登録会社（外国会社を含む）に対して内部統制報告書が導入されている。財務報告に係る内部統制制度の整備にもかかわらず、その後も会計不正は少なからず報告されている。

本稿においては、電気機器業界のリーディングカンパニーのひとつである株式会社東芝の事例にみる内部統制の限界、とりわけ「非定型的な取引」に着目し、当該取引への対処のあり方を探るという切り口から会計プロフェッションの課題と役割を検討する。検討に際しては、まず、財務諸表監査と内部統制報告書の監査証明の関係から、財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性を分析する。次に、会計実務の現状から、内部統制の限界について考察する。そして、かかる状況における、わが国の会計プロフェッションの果たすべき役割と課題を提示する。

序論

近年におけるわが国の財務報告および内部統制を取り巻く状況としては、まず 2010 年 3 月期より国際財務報告基準（以下、IFRS という。）の任意適用が開始され、2017 年 10 月現在において適用会社数は 156 社（適用予定会社 17 社を含む）となっていることがあげられる（株式会社東京証券取引所 [2017a]）。2017 年 6 月末現在における IFRS 適用会社 134 兆円（125 社）、IFRS 適用決定会社 19 兆円（27 社）、および IFRS 適用予定会社 35 兆円（19 社）の時価総額の合計は 188 兆円であり、東証上場会社の時価総額（617 兆円）に占める割合は 30%となるとともに、IFRS 適用の検討を実施している会社 134 兆円（214 社）の時価総額を合わせると、東証上場会社の時価総額の 52% となる（株式会社東京証券取引所 [2017b], p.7）。また、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（以下、「内部統制基準および実施基準」という。）^①の適用により、2008 年度から上場会社及び店頭登録会社（外国会社を含む）に対して内部統制報告書が導入されている。

会計実務においては、会計基準に導入された公正価値の使用によって Mark to Model を駆使した見積り値を用いる取引が拡大している。財務報告に係る内部統制制度の整備にもかかわらず、その後も会計不正は少なからず報告されており（八田 [2017], pp.193-250）、このような見積り値に依存した取引がその大きな要因の一つとなっていると解される^②。

本稿においては、電気機器業界のリーディングカンパニーのひとつである株式会社東芝の事例にみる内部統制の限界、とりわけ「非定型

的な取引」に着目し、当該取引への対処の在り方に会計プロフェッションの課題と役割を検討する。研究目的は、(1) 財務諸表監査と内部統制報告の監査証明の制度から、財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性を分析すること、(2) 会計実務の現状から、内部統制の限界について考察すること、そして(3) かかる状況にみる、わが国の会計プロフェッションの果たすべき役割と課題を提示することである。

本稿の構成は以下のとおりである。すなわち、第 1 章では、会社法と金融商品取引法における内部統制制度の概要を述べることにより、わが国の内部統制制度の仕組みを示す。第 2 章では、経営者による内部統制報告書の評価、監査人による当該報告書に対する監査意見、および財務諸表に対する監査意見の 3 者の関係性から、財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性を考察する。そして、第 3 章では、「内部統制基準および実施基準」において内部統制の限界として示された「非定型な取引」を起点として、株式会社東芝の事例を用いて検討することにより、わが国の会計プロフェッションに求められる内部統制の限界を踏まえた判断形成と、監査報告書において監査上問題となった重要な事項を伝達することの必要性を論じる。

I わが国の内部統制制度の仕組み

1. 会社法における内部統制

会社法は、第 4 章第 5 節「取締役会」において、「取締役の権限等」の表題の下に「取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。」（会社法 362 条 4 項）とした上で、当該項目の一つに「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合

することを確保するための体制その他株式会社
の業務並びに当該株式会社及びその子会社
から成る企業集団の業務の適正を確保するた
めに必要なものとして法務省令で定める体制
の整備」(会社法 362 条 4 項の 6) と定めてい
る。また、「大会社である取締役会設置会社に
おいては、取締役会は、前項第六号に掲げる事
項を決定しなければならない。」(会社法 362 条
5 項) として、当該体制の整備を大会社に義務
づけている。

そして、会社法 362 条 4 項の 6 で定める法
務省令で定める体制は、会社法施行規則 100 条
において規定されている。この規定において
は、「当該株式会社の取締役の職務の執行に係
る情報の保存及び管理に関する体制」をはじめ
として 5 項目が定められている³⁾ (会社法施行
規則 100 条 1 項)。そして、その中の 1 項目で
ある「企業集団における業務の適正性を確保す
るための体制」として、さらに子会社の取締役
等の親会社への報告に関する体制、子会社の損
失の危険の管理に関する体制、子会社の取締役
等の職務の執行の効率性を確保するための体制
、子会社の取締役等及び使用人の職務執行に

係る法令遵守を確保するための体制(会社法施
行規則 100 条 1 項の 5) が示されている。な
お、監査役設置会社については、上記のほかに
7 項目の体制が求められている(会社法施行規
則 100 条 3 項)。

さらに、事業報告において、上記体制の整備
についての決定または決議があるときは、その
決定または決議の概要および当該体制の運用
状況の概要が示されなければならない(会社法
施行規則 118 条の 2)。また、監査役は、事業
報告が法令または定款に従い当該株式会社の
状況を正しく示しているかどうかについての
意見を内容とする監査報告を作成することが
義務づけられている(会社法施行規則 129 条 1
項の 2)。当該事項の内容が相当でない認め
るときは、その旨およびその理由についても監
査報告の内容とすることが求められる(会社法
施行規則 129 条 1 項の 5)。したがって、会社
法における内部統制は、取締役をモニタリング
する立場である監査役の監査に付されている。

これまで述べた会社法における内部統制の
概要は、「表 1-1」に示すとおりである。

表 1-1 会社法における内部統制の概要

	説明事項	参照条文
対象	大会社	会社法 362 条 5 項
内容	取締役の職務の執行・企業集団の業務の適正性 確保のための体制整備	会社法 362 条 4 項の 6
開示	事業報告において、上記の体制整備及び運用状 況の概要を記載	会社法施行規則 118 条の 2
監査	監査役	会社法施行規則 129 条 1 項の 2
その他	親会社および子会社の役員・使用人が親会社の 監査役に報告するための体制の整備	会社法施行規則 100 条 1 項, 3 項

出所：会社法に基づいて著者作成

なお、会社法においては、内部統制という用語は用いられておらず、会社法 362 条 4 項の 6 に規定されている取締役の職務の執行・企業集団の業務の適正性確保のための体制が、会社法における内部統制を示していると解される。また、会社法における内部統制に関する開示は、事業報告において当該体制の整備に係る決定および運用状況の概要について監査役の意見を示すことによってなされている。

会社法における内部統制制度について、町田〔2017〕は、会社法は内部統制の整備を求めているというよりも、会社法が内部統制として実現したい事項は、法令等の遵守（コンプライアンス）を中心とした全社的な内部統制であり、コーポレート・ガバナンスに関連する部分であると述べている（町田〔2017〕, p.29）。そして、会社法は、あくまでも取締役会が内部統制の基本方針としていかなる決定を行う必要があるかを規定しているだけであり、決定された基本方針を受けて、いかなる内部統制を構築するのかは専ら経営者の判断に委ねられていると述べている（町田〔2017〕, p.30）。

2. 金融商品取引法における内部統制

金融商品取引法（以下、条文を示す際には「金商法」ともいう。）における内部統制は、上場会社・店頭登録会社（外国会社を含む）が、企業集団および当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制（金商法第 24 条の 4 の 4）と規定されており、当該体制を評価した報告書である内部統制報告書

を、有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出することが義務づけられている（金商法第 24 条の 4 の 4）。

内部統制報告書は、特別の利害関係のない公認会計士または監査法人による監査証明を受けることが義務づけられており（金商法第 193 条の 2）、これと併せて有価証券報告書の記載内容の適正性を確認した旨を記載した確認書の提出が義務づけられている（金商法第 24 条の 4 の 2）。

また、罰則規定が設けられており、内部統制報告書における重要な事項に虚偽記載のある場合、不提出の場合は 5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金、またはこれを併科することとされ（金商法第 197 条の 2）、法人に対しては 5 億円以下の罰金が科せられる（金商法第 207 条）。

上述のとおり、金融商品取引法における内部統制は、財務報告の適正性の確保を目的とした体制であり、当該体制を評価した内部統制報告書は公認会計士または監査法人による監査が義務づけられるとともに、罰則規定も設けられているという厳重な制度設計の下にある。鳥羽〔2007〕によれば、金融商品取引法で予定されている内部統制報告書は、「財務報告に係る内部統制」の機能状況についての経営者の言明であり（鳥羽〔2007〕, p.395）、経営者の言明に信頼性を保証する方法は複数あるが、監査はその中で信頼性について最も高い水準を提供するものである（鳥羽〔2007〕, p.396）。

金融商品取引法における内部統制の概要は、「表 1-2」に示すとおりである。

表 1-2 金融商品取引法における内部統制の概要

	説明事項	参照条文
対象	上場会社・店頭登録会社（外国会社を含む）	金商法第 24 条 1 項 金商法第 24 条の 4 の 4
内容	企業および企業集団の財務報告に係る情報の適正性確保のための体制の評価	金商法第 24 条の 4 の 4
開示	内部統制報告書	金商法第 24 条の 4 の 4
監査	公認会計士または監査法人	金商法第 193 条の 2
罰則	重要な虚偽記載・不提出の者は 5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金または併科, 法人は 5 億円以下の罰金	金商法第 197 条の 2, 金商法第 207 条
確認書	有価証券報告書の記載内容の適正性を確認した旨を記載して, 有価証券報告書と併せて提出	金商法第 24 条の 4 の 2

(出所) 金融商品取引法に基づいて著者作成

金融商品取引法における内部統制の開示手段としての内部統制監査報告書は、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制および監査の基準に該当する「内部統制基準および実施基準」に委ねられている（同府令第 1 条 3 項, 4 項）。同基準によれば、内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の 4 つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいう（内部統制基準 I .1.）。また、内部統制の目的を達成するため、経営者は、内部統制の基本的要素が組み込まれたプロセスを整備し、そのプロセスを適切に運用していく必要があるとされる（内部統制基準 I .1.）⁽⁴⁾。

II 財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性

1. 内部統制報告書に対する経営者の評価と監査人の意見表明

経営者は、有効な内部統制の整備及び運用の

責任を負う者として、財務報告に係る内部統制を評価することが求められる（内部統制基準 II .3.(1)）。財務報告に係る内部統制の評価結果の表明には、以下の方法がある（内部統制基準 II .3.(5)）。

- ① 財務報告に係る内部統制は有効である旨
- ② 評価手続の一部が実施できなかったが、財務報告に係る内部統制は有効である旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由
- ③ 開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不備の内容及びそれが是正されない理由
- ④ 重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨並びに実施できなかった評価手続及びその理由

ここに、経営者による内部統制報告書の評価結果の一つである「開示すべき重要な不備」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備をいう（内部

統制基準Ⅱ.1.(4)。これは、直ちに当該企業の有価証券報告書に記載された財務報告が適正でないことを意味するわけではなく、有価証券報告書に記載された財務報告の内容を利用する際に留意すべき事項として、財務報告に係る内部統制に「今後改善を要する重要な課題」があることを開示することに意義がある（金融庁[2010], p.11）とされる。

経営者の評価結果に対する監査人の意見表明は、無限定適正意見、限定付適正意見、もしくは不適正意見のいずれかである。限定付適正意見、および不適正意見については、財務諸表監査と同様の意味合いで用いられている（内部統制基準Ⅲ.2.(4)①）。これに対して、無限定適正意見については、監査人は、経営者の作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときに表明される（内部統制基準Ⅲ.2.(3)）。したがって、経営者が「開示すべき重要な不備がある」と評価し、当該評価のとおり被監査会社の内部統制に重要な不備があると認められると判断される場合においても、監査人は「無限定適正意見」を表明することとなる。この場合には、当該開示すべき重要な不備がある旨及び当該開示すべき重要な不備が財務諸表監査に及ぼす影響を内部統制監査報告書に追記しなければならない（内部統制基準Ⅲ.2.(3)）とされている。

したがって、内部統制報告書に対する監査人の3通りの意見表明の文言は財務諸表監査のそれと同じであるものの、監査人の意見表明の対象が内部統制システムそれ自体ではなく経営者の評価に対するものであることから、「無限定適正意見」の意味が財務諸表監査におけるそれとは異なることとなる。

2. 財務諸表監査と内部統制報告書監査の関係性

経営者は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲について、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行わなければならない（内部統制基準Ⅱ.2.(1)）。その際には、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、財務諸表の表示及び開示、企業活動を構成する事業または業務、財務報告の基礎となる取引または事象、および主要な業務プロセス等に関して合理的に評価の範囲を決定し、当該内部統制の評価の範囲に関する決定方法及び根拠等を適切に記録しなければならない（内部統制基準Ⅱ.2.(2)）。そして、経営者による内部統制の評価範囲が、後に監査人のそれと齟齬をきたさないように、経営者は、評価の範囲を決定した後に、当該範囲を決定した方法及びその根拠等について、必要に応じて、監査人と協議を行っておくことが適切である（内部統制実施基準Ⅱ.2.(2)）とされている。

さらに、監査人が内部統制監査の実施において内部統制の不備（開示すべき重要な不備を含む。）を発見した場合に、経営者に報告して是正を求めなければならないことはもちろんのこと、内部統制の構築等の段階においても、経営者等と必要に応じ意見交換を行い、内部統制の構築等に係る作業や決定は、監査人によってではなく、あくまで企業・経営者によって行われるとの前提の下で、有効な内部統制の構築等に向けて適切な指摘を行うことを妨げるものではない（内部統制実施基準Ⅲ.2.）とされている。したがって、適正な内部統制の構築のために、経営者と監査人はそれぞれの職務の範囲を踏まえたくえで協力しあうことが了解されていることから、通常は監査人による内部統制報告書の監査意見は「無限定適正」となることが想定される。

財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性に見るわが国の会計プロフェッションの役割と課題

内部統制制度が導入された 2008 年以降に提出された有価証券報告書の分析から、監査人による内部統制報告書に対する監査意見と財務諸表に対する監査意見の関係は、内部統制に係る経営者の評価と監査人の意見が一致するケースにおいては、経営者の評価結果にかかわら

ず内部統制報告書は無限定適正とされ、内部統制に係る経営者の評価を監査人が適正と認めなかったケースにおいては、内部統制報告書には無限定適正以外の意見表明がなされていることが確認されている⁶⁾。

表 2-1 株式会社東芝の内部統制報告書と監査証明

	2009 年度～2010 年度	2011 年度～2014 年度	2015 年度	2016 年度
内部統制報告書の評価	(訂正報告書) 有効 →重要な欠陥	(訂正報告書) 有効 →重要な不備	重要な不備があり有効でない	有効
内部統制報告書の監査	—	—	無限定適正	不適正
財務諸表の監査	無限定適正	無限定適正	無限定適正	限定付適正

出所：株式会社東芝の各年度の有価証券報告書（株式会社東芝 [2015a], [2016], [2017a]）に基づいて著者作成。

- * 2009 年度から 2014 年度の有価証券報告書は訂正がなされたため、2015 年 9 月 7 日に提出されている。2015 年有価証券報告書は 2016 年 6 月 22 日に提出されている。また、2016 年度有価証券報告書は提出期限の延長により、2017 年 8 月 10 日に提出されている。
- * 内部統制報告書の訂正報告書には、監査証明を含まない（内部統制府令ガイドライン 1-1）。
- * 「内部統制基準」の改訂により、2011 年度から「重要な欠陥」が「重要な不備」と表現が改められた。

「表 2-1」は株式会社東芝の内部統制報告書の評価結果、監査人による内部統制報告書の監査意見、および財務諸表に対する監査意見の関係を示している。2015 年度（2016 年 3 月期）の経営者による内部統制報告書の評価は「重要な不備があり有効でない」という結果であり、内部統制報告書に対する監査人の監査意見は、経営者による当該評価が適正である旨を示す「無限定適正」となっている。また、財務諸表の監査意見も同様に「無限定適正」である。これに対して、2016 年度（2017 年 3 月期）の経営者による内部統制報告書の評価結果は「有効」であり、これに対する監査人の監査意見は、次章で述べるような理由により「不適正」とな

っていることから、監査人は同社の内部統制報告書に重要な虚偽記載がないことについて合理的な保証を得ることができなかったことが看取できる。監査人は、経営者との意見が対立する事項を重視した結果、財務諸表に対して「限定付適正」意見を表明している。

したがって、「表 2-1」からも明らかのように、監査人による内部統制報告書に対する監査意見が経営者の評価の適正性を証明するとともに、財務諸表の監査意見を決定づけていることがわかる。

2015 年度の東芝の内部統制監査報告書における監査人による強調事項の記載（東芝 [2015a]）によれば、会社の全社的な内部統

制、決算・財務報告プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、当該の重要な不備に起因する必要な修正はすべて財務諸表および連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はないとされている。他方で、かかる記載内容からは、同社の内部統制報告書における重要な不備と財務諸表の適正性との関係は必ずしも明らかにされていない。したがって、内部統制に重要な不備があつて、財務諸表に適正意見を表明するということがいったいどういうことなのかという疑問に答える手立ては、保証の枠組みの下では用意されていないこととなる（鳥羽〔2007〕, p.398）のである。

このように、監査人により表明された無限定適正意見の多義性に因り、内部統制の有効性と財務報告の信頼性の関係性は監査意見のみからは直接的には見えにくくなっていると解される。

Ⅲ 内部統制の限界と非定型的な取引

1. 内部統制の限界

内部統制の限界とは、適切に整備され、運用されている内部統制であっても、内部統制が本来有する制約のため有効に機能しなくなることがあり、内部統制の目的を常に完全に達成するものとはならない場合があることをいう（内部統制実施基準 I.3.）。

「内部統制基準」は、内部統制の限界について以下のように述べている（内部統制基準 I.3.）。すなわち、(1) 内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合がある。(2) 内部統制は、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、必ずしも対応し

ない場合がある。(3) 内部統制の整備及び運用に際しては、費用と便益との比較衡量が求められる。(4) 経営者が不当な目的の為に内部統制を無視ないし無効ならしめることがある。ここにおいて、制度上「非定型的な取引」という文言が盛り込まれた点には留意しておく必要がある。

「内部統制実施基準」は、当初想定していなかった環境の変化や非定型的な取引の発生しやすいプロセスに重点的に知識・経験を有する者を配置するなど、的確に内部統制を整備することによって、当初想定していなかった環境の変化や非定型的な取引に対する対応の範囲は相当程度、広げることができる（内部統制実施基準 I.3.）と述べている。さらに、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等に対して、経営者が既存の内部統制の枠外での対応を行うこと、既存の内部統制の限界を踏まえて、正当な権限を受けた者が経営上の判断により別段の手段を行うことは、内部統制を無視する、または無効にすることには該当しない（内部統制実施基準 I.3.）ことを記述している。

このように前以て内部統制の限界を示す根拠は、内部統制を評価する者からみるならば、そういった限界の目をくぐるような問題に関しては、別枠で評価対象にしなければならないということも踏まえて内部統制に対する正しい理解、および内部統制は絶対的なものではないということへの理解を促すことである（八田〔2007〕, pp.81-82）。

非定型的な取引の増加は、財務報告において公正価値測定を含む経営者の見積りの利用、すなわち Mark to Model を用いた取引の増加に伴って生じてきたものと思料される。このような取引については、経営者の主張が前面に出てくることが想定されることから、監査人にとつ

でもとりわけ慎重な対応が必要とされるところであり、職業的懐疑心とより専門性の高い判断が求められると解される。

2. 東芝の事例にみる内部統制の機能不全

ここでは、株式会社東芝が公表した2つの文書に基づいて、同社の適時開示および内部統制報告書を巡る経営者と監査人の意見の対立について考察することにより、会計実務の現状から見た内部統制の限界とそれに対する会計プロフェッションの役割と課題を提示する。

東芝の適時開示(2015年11月17日付文書)の趣旨は、子会社(ウェスティングハウス社:以下、WEC)に係る2012年度および2013年度におけるのれんの減損(それぞれ762億円、394億円)は、東芝の連結財務諸表には影響を及ぼさないが、2012年度において適時開示すべき事項に該当していた(株式会社東芝[2015b], p.3)というものである。また、東

芝は2015年度において連結財務諸表でWECののれんに対して約2,950億円の減損損失を認識している。当該文書から、米国基準に基づいてWECおよび東芝の両方で計上されたのれんに係る減損処理は、両社でグルーピングや認識のタイミングが異なっていたことがわかる(「表3-1」)。東芝の連結財務諸表には影響を及ぼさないことに鑑みて、当該適時開示対象事項は、内部統制の枠外の問題すなわち内部統制の限界としてとらえられていたと解される。

東芝ののれんの評価にみるリスクは、まずWECの買収時におけるのれんの評価額の適正性にあると推察され、これはMark to Modelに起因するリスクといえる。さらに、のれんの減損テストにおけるグルーピング、当該タイミングは経営者の判断に依存し⁶⁾、減損損失の金額も経営者の予測と見積りに依存するといえる。この点に、会計プロフェッションによる「非定型的な取引」の存在の認識と職業的懐疑心を要請する所以が認められるのである。

表 3-1 株式会社東芝ののれんに係る適時開示の概要

	WEC	東芝
減損テストの方法	4つのプロダクトラインごとに実施	左記のプロダクトラインとWEC担当事業部全体で実施
2012年度における減損の判定	2つのプロダクトラインで約762億円の減損損失を認識	減損損失は認識されず
2013年度における減損の判定	1つのプロダクトラインで約394億円の減損損失を認識	減損損失は認識されず
2014年度における減損の判定	減損損失は認識されず	減損損失は認識されず

出所：株式会社東芝の適時開示文書(株式会社東芝[2015b])に基づいて著者作成

株式会社東芝の2017年8月10日付文書「財務報告に係る内部統制報告書における不適正意見に関するお知らせ」に見る経営者と監査人の内部統制報告書を巡る意見の対立点は、「表3-2」のとおりである(株式会社東芝[2017b])。

すなわち、経営者は同社の内部統制を有効と評価しているのに対して監査法人は不適正と意見表明している。経営者は、不適正意見と指摘されたプロセスをWECによるS&W社の買収に関連した非定型的な内部統制であったと述

べるとともに、当該プロセスに係る見積り値を再評価し認識時期の妥当性についても検証していること、そして当該金額は次期以降の財務報告に影響を及ぼすものではないことを強調している。したがって、同社は当該プロセスを通常の内部統制の枠組みには入らない、いわば内部統制の枠を超えた問題としてとらえており、内部統制の限界として認識していた可能性がある」と解される。

これに対して、監査法人は、経営者が S&W 社の特定の工事契約に関連する損失 652, 267 百万円を計上する際に、前期決算の当時におい

て利用可能であったすべての情報に基づく合理的な仮定を使用して適切な再評価を行わなかったことを指摘したうえで、当該損失のうち相当程度ないしすべての金額は前連結会計年度に計上されるべきであったと断じている。したがって、監査法人は、当該プロセスを開示すべき重要な不備、すなわち内部統制の枠内の問題として認識し、「内部統制は有効である」とする経営者の評価に評価結果に対して不適正意見を表明するとともに、その根拠を内部統制監査報告書において開示している（株式会社東芝 [2017a]）。

表 3-2 株式会社東芝の内部統制報告書をめぐる経営者と監査人の意見の対立

	経営者	監査法人
結論	内部統制は有効	不適正
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正意見と指摘されたプロセスは WEC による S&W 社の買収に関連した非定型的な内部統制である。 ・当該取得金額配分手続きに関連した工事損失引当金の暫定的な見積りを再評価し、認識時期の妥当性も検証した。 ・2017 年 3 月に WEC グループが NY 州連邦破産裁判所に再生手続きを申し立て、連結から除外された。これに関連する損益等を適切に把握するための内部統制を財務報告に係る内部統制の評価対象とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・S&W 社の特定の工事契約に関連する損失を計上する際に、前期決算の当時において利用可能であったすべての情報に基づく合理的な仮定を使用して適切な再評価を行わなかった。 ・当該損失のうち相当程度ないしすべての金額は前連結会計年度に計上されるべきであった。

出所：株式会社東芝の 2016 年度有価証券報告書（株式会社東芝 [2017a]）および同社の 2017 年 8 月 10 日付文書（株式会社東芝 [2017b]）に基づいて著者作成

以上の考察より明らかとなった会計プロフェッションに求められる役割は、のれんの評価や工事損失引当金の見積りにみられるような「非定型的な取引」の存在の認識と職業的懐疑心、内部統制の限界を踏まえた監査人の判断形成であると解される。そのためには、会計プロフェッションは、被監査会社の CEO・CFO 等

の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきことが求められる（金融庁 [2017a], 原則 4, 指針 4-4.）。

それでもなお、経営者の見積りに依存する取

引は、監査においてその適正性を識別すべき事項であると同時に、識別し難い事項でもある。したがって、会計プロフェッションの役割を支援するための課題は、会計監査報告書における情報の拡充に向けた制度的対応である。すなわち、会計監査報告書においては、監査人が着目した会計監査上のリスク等（Key Audit Matters：KAM）に関する情報の開示が監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義がある（金融庁 [2017b], p.1）と解される。

3. 監査報告書の拡充に関する国際的動向

近年において、国際的に監査人の報告書の形式と内容に関する基準の改訂、ないしは法律の改正が行われている。例えば、国際監査保証基準委員会（IAASB）は、2015年1月に国際監査基準（ISA）701「独立監査人の報告書における監査上の重要な事項の伝達」を公表した。また、欧州連合（EU）は、2014年4月に上場会社、信用機関、および公益法人（PIE）の監査報告書に新しい要求事項を盛り込むための法

律を採択した（（EU）No.537/2014）。英国財務報告評議会（FRC）は、2013年6月に英国コープレート・ガバナンス・コードを適用する会社の監査報告書の規定を改訂するとともに、2016年4月には、EUおよびIAASBの要件を組み入れるために2013年に規定を更新している。そして、米国では、公開会社会計監視委員会（PCAOB）が、2017年6月に監査基準（AS）3101「監査人が無限定適正意見を表明した場合の財務諸表の監査に係る監査人の報告」を公表し、監査上の重要な事項の伝達や監査人の任期の開示をはじめとする監査報告書に対する重要な変更を行っている⁷⁾。

これらの監査人の報告書に関する取り組みは、規制当局や基準設定機関が置かれた法域や経済環境によって、当該基準における要求事項に多少の違いは見られても、伝達すべき事項及び伝達に関する根本的な判断基準には共通性がある（PCAOB（2017）p.10）。ここでは、これらの監査基準の改訂の中心を成す監査上の重要な事項の伝達に焦点を当てて、IAASBとPCAOBの監査基準を取り上げてその要点を対照して表示する（「表3-3」）。

表 3-3 監査上の重要な事項 (KAM, CAM) の伝達

	ISA 701 (IAASB)	AS 3101 (PCAOB)
定義	監査人の専門的判断において、当期の財務諸表の監査で最も重要な事項。監査上の重要な事項は、統治責任者とコミュニケーションした事項から選択される (par.8)。	監査委員会に伝達されるか、または伝達を要求される財務諸表の監査から生じるすべての事項であり、(1) 財務諸表にとって重要な勘定または開示に関連し、(2) 特に困難、主観的、または複雑な監査人の判断を含む (par.11)。
決定の際に考慮される要件	<p>(a) 重大な虚偽記載の危険性がより高いと評価された領域、または ISA 315 (改訂) に照らして確認された重要なリスク。</p> <p>(b) 重要な経営判断を含む財務諸表の領域に関連する重要な監査人の判断 (高い見積りの不確実性を有するとみなされている会計上の見積りを含む)。</p> <p>(c) 当期に発生した重要な事象または取引の監査に係る影響 (par.9)。</p>	<p>a. 重大なリスクを含む重大な虚偽表示のリスクについての監査人の評価。</p> <p>b. 重要な測定の不確実性を伴う見積りを含む、経営者による重要な判断または見積りの適用を伴う財務諸表の領域に関連する監査人の判断の程度。</p> <p>c. 重要で非定型的な (unusual) 取引の性質と時期、およびこれらの取引に関連する監査の取組みと判断の程度。</p> <p>d. 当該事項に対処するための監査手続きを適用する際の、またはそれらの手続の結果を評価する際の監査人の主観性の程度。</p> <p>e. 必要とされる専門的な技量または知識の範囲、または当該事項に関する監査人の外部の相談を含む、当該事項の対処に必要な監査の取組みの性質と程度。</p> <p>f. 当該事項に関して得られた監査証拠の性質 (par.12)。</p>
記載	<p>監査報告書の KAM の区分における個々の KAM の説明は、財務諸表に関連する開示への参照を含まなければならない。そして以下の事項について対応しなければならない (par.13)。</p> <p>(a) KAM であると決定された理由。</p> <p>(b) 当該問題が監査においてどのように対処されたのか。</p>	<p>監査人は、CAM ごとに以下のことを行わなければならない (par.14)。</p> <p>a. CAM を特定する。</p> <p>b. 監査人がその問題が重大な監査事項であると判断した主な理由を説明する。</p> <p>c. CAM が監査でどのように対処されたかを説明する。</p> <p>d. CAM に関連する財務諸表の勘定または開示を参照する。</p>

出所：ISA 701 (IAASB) および AS 3101 (PCAOB) に基づいて著者作成。

財務報告において公正価値測定を含む経営者の見積りの利用が増加する現状において、監査人はこれまで以上に監査において困難な局面への対処を余儀なくされていると解される。これらの国際的な取組みには、これから適用を迎える基準も含まれているものの、これまで適正か不適正かの証明を記載するという監査人の報告書のあり方に大きな変革を迫るものであり、監査結果のみならずそのプロセスにおける情報を伝達することで、投資家に対してより有用な情報をもたらすことが期待される。

結論

これまでの考察に基づいて、研究目的に即した帰結を総括する。まず、財務諸表監査と内部統制報告書の監査証明からみた財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性は、以下のとおりである。すなわち、「無限定適正」という用語が内部統制報告書の監査と財務諸表の監査では異なる意味で用いられている。前者においては、内部統制報告書に対する経営者の言明に対して監査人が適正であると判断したという意味であり、その場合には経営者の言明内容にかかわらず「無限定適正」意見が表明される。これに対して、後者においては財務諸表そのものに対して監査人が適正であると判断した場合に「無限定適正」意見が表明される。この結果、財務報告に係る内部統制の有効性と財務報告の信頼性との関係性が直ちに識別できなくなっている。そして、経営者の言明とそれに対する監査人の証明が一致するかどうか、財務諸表監査の意見表明に影響を及ぼすに至っている。当該の不一致は、後述する内部統制の限界ともいうべき「非定型的な取引」が会計実務において拡大していることにその一因があると解される。

次に、会計実務の現状からみた内部統制の限界については、以下のとおりである。すなわち、Mark to Model を駆使した見積り値を用いる取引に典型的にみられる「非定型的な取引」の存在が、経営者に対して既存の内部統制の枠を超えた意思決定を要請することが、結果的に内部統制の機能不全を生じさせる一因になっていると解される。株式会社東芝の事例にみるとおり、経営者と監査人の意見が対立するような取引は、監査によってその適正性を識別すべき事項であるにもかかわらず、監査上の判断が困難となることが想定される。かかる取引は、まさに国際的に監査上の重要な事項（Key Audit Matters ないしは Critical Audit Matters）として扱われるべき対象であると思料される。

そして、かかる状況における、わが国の会計プロフェッションの果たすべき役割は、会計倫理の醸成に加えて、内部統制を無効ならしめる可能性のある「非定型的な取引」の存在を認識することであり、とりわけ当該取引に対する職業的懐疑心に根差した判断形成を行うことが求められていると解される。また、わが国の会計プロフェッションの課題は、監査上の判断が困難であった重要な事項を監査報告書において開示することにより、当該の情報を投資家に伝達することであると解される。現在においては、わが国においてそのための手立てが整っていないことから、制度的な整備が望まれるところである。

監査報告書における監査上の重要な事項の伝達等を含む監査報告書の拡充は、すでに国際的には法律や監査基準において規定されている。監査上の重要な事項の伝達は、これまでの適正か不適正かという監査人の意見の表明を目的とする監査報告書に対して、著しい改善をもたらすと解される。これらの先事例を検討することにより、わが国においても、会計プロ

フェッションが監査報告書において投資家とのコミュニケーションを図るための議論と制度的な整備が求められる。このことはまた、監査人と投資家のコミュニケーションにとどまらず、経営者と投資家とのそれにも資することになると解される。

注

- (1) 同意見書は、意見書（前文）、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準、および財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準から成る。以下、「内部統制基準および実施基準」という。なお、項番を示す際には、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準を「内部統制基準」、財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準を「内部統制実施基準」という。なお、同意見書は平成23年3月30日付で改訂されており、本文においては改定後の基準を用いている。
- (2) 2016年における上場企業の不適切な会計・経理の開示の実態については、東京商工リサーチ『2016年全上場企業「不適切な会計・経理の開示企業」調査』
http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20170315_01.html（2017年7月5日閲覧）に掲載されている。
- (3) 会社法施行規則第100条1項において定められている体制は、以下の事項である。
 1. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 2. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 3. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 4. 当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (4) 「内部統制基準」によれば、当該プロセスは、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）およびIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される（内部統制基準I.1.）。また、内部統制に係るそれぞれの目的を達成するには、すべての基本的要素が有効に機能していることが必要であり、それぞれの基本的要素は、内部統制の目的のすべてに必要なという関係にあ

るとされる（内部統制基準I.1.）。

- (5) これまで、経営者による内部統制報告書の評価が「開示すべき重要な不備がある」とされ、これに対する監査人が「無限定適正」と証明した会社の財務諸表監査には、ごく例外を除いて「無限定適正」意見が表明されている。（レキシコム総合研究所『内部統制報告書』分析速報リリースのお知らせ』<http://www.lexicom.jp/>（2017年8月1日閲覧））。
- (6) なお、アナリストは、一般的に減損損失の計上のタイミングについて、のれんの価値の下落の発生時期よりも遅く認識されると感じていることがインタビューの結果から明らかにされている山口奈美[2007]「リサーチ・ペーパー第3号『のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解』の公表」『季刊 会計基準』第58巻、p.72, 79）。
- (7) PCAOBは、AS 3105「無限定適正意見およびその他の報告状況からの離脱」により、監査人が限定付適正意見を表明する場合においても、監査人の報告書において監査上の重要な事項の伝達を行うことを義務づけている。

参考文献

- 企業会計審議会[2007]、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）
- 企業会計審議会[2011]、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）
- 株式会社東京証券取引所[2017a]、「IFRS適用済・適用決定会社一覧」<http://www.jpix.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>（2017年11月1日閲覧）
- 株式会社東京証券取引所[2017b]、『「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析』
- 株式会社東芝[2015a]、2009年度（第171期）～2014年度（第176期）有価証券報告書。
- 株式会社東芝[2015b]、「当社子会社であるウェスチングハウスに係るのれんの減損について」
https://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20151117_1.pdf（2017年7月29日閲覧）。
- 株式会社東芝[2016]、2015年度（第176期）有価証券報告書。
- 株式会社東芝[2017a]、2016年度（第178期）有価証券報告書。
- 株式会社東芝[2017b]、「財務報告に係る内部統制報告書における不適正意見に関するお知らせ」
http://www.toshiba.co.jp/about/info-accounting/index_j.htm（2017年8月10日閲覧）。

財務報告の信頼性と内部統制の有効性の関係性に見るわが国の会計プロフェッションの役割と課題

金融庁 [2016], 「一会計監査の信頼性確保のために
—「会計監査の在り方に関する懇談会」提言—

金融庁 [2010], 「金融商品取引法に基づく内部統制
制度の概要」。

金融庁 [2017a], 「監査法人の組織的な運営に関す
る原則《監査法人のガバナンス・コード》」

金融庁 [2017b], 「監査報告書の透明化」について
八田進二 [2007], 『【逐条解説】内部統制基準を考
える』 同文館出版。

八田進二編著 [2017], 『開示不正—その実態と防止
策—』, 白桃書房。

IAASB, International Standard on Auditing
[2016] (ISA) 701, *Communicating Key Audit
Matters in the Independent Auditor's Report*

町田祥弘 [2017], 『内部統制の知識<第3班>』 日本

経済新聞社。

PCAOB, Public Company Accounting Oversight
Board [2017] PCAOB Release No. 2017-001, *The
Auditor's Report on an Audit of Financial
Statements When the Auditor Expresses an
Unqualified Opinion and Related Amendments
to PCAOB Standards.*

PCAOB [2017] AS 3101, *The Auditor's Report on
an Audit of Financial Statements When the
Auditor Expresses an Unqualified Opinion*

PCAOB [2017] AS 3105, *Departures from
Unqualified Opinions and Other Reporting
Circumstances*

鳥羽至英 [2007], 『内部統制の理論と制度』 国元書
房。